

条 例 案 の 概 要

議案第 1 1 3 号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0. 1 0 月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月 期	1 2 月 期	年 間 計
【現 行】	令和 6 年度	2. 25	2. 25	4. 50
【改定後①】	令和 6 年度	2. 25	2. 35	4. 60
【改定後②】	令和 7 年度以降	2. 30	2. 30	4. 60

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日等

(1) 上記 1 内容【改定後①】について

公布の日（令和 6 年 1 2 月 1 日から適用）

(2) 上記 1 内容【改定後②】について

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 1 1 4 号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0. 1 0 月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月 期	1 2 月 期	年 間 計
【現 行】	令和 6 年度	2. 25	2. 25	4. 50
【改定後①】	令和 6 年度	2. 25	2. 35	4. 60
【改定後②】	令和 7 年度以降	2. 30	2. 30	4. 60

(第 1 条及び第 2 条中第 5 条関係)

2 施行期日等

- (1) 上記 1 内容【改定後①】について
公布の日（令和 6 年 1 2 月 1 日から適用）
- (2) 上記 1 内容【改定後②】について
令和 7 年 4 月 1 日

議案第 1 1 5 号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

- (1) 給料表の改定
給料月額を 3, 3 0 0 円から 2 6, 3 0 0 円までの間で引上げ
(第 1 条中別表第 1 関係)
- (2) 期末手当の支給割合の改定
年間支給割合を 0. 0 5 月引上げ
(定年前再任用短時間勤務職員は、0. 0 2 5 月引上げ)
(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	1 2 月期	年間計
【現 行】	令和 6 年度	1. 225 (0. 6875)	1. 225 (0. 6875)	2. 45 (1. 375)
【改定後①】	令和 6 年度	1. 225 (0. 6875)	1. 275 (0. 7125)	2. 50 (1. 40)
【改定後②】	令和 7 年度以降	1. 25 (0. 70)	1. 25 (0. 70)	2. 50 (1. 40)

※ 表中（）内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(第 1 条及び第 2 条中第 1 7 条の 4 関係)

- (3) 勤勉手当の支給割合の改定
年間支給割合を 0. 0 5 月引上げ
(定年前再任用短時間勤務職員は、0. 0 2 5 月引上げ)

(単位：月)

	年度	勤勉手当支給割合		
		6 月 期	1 2 月 期	年 間 計
【現 行】	令和 6 年度	1.025 (0.4875)	1.025 (0.4875)	2.05 (0.975)
【改定後①】	令和 6 年度	1.025 (0.4875)	1.075 (0.5125)	2.10 (1.00)
【改定後②】	令和 7 年度以降	1.05 (0.50)	1.05 (0.50)	2.10 (1.00)

※ 表中 () 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(第 1 条及び第 2 条中第 1 7 条の 7 関係)

(参考)

期末手当・勤勉手当支給割合 (単位：月)

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.45 (1.375)	2.05 (0.975)	4.50 (2.35)
改定後	2.50 (1.40)	2.10 (1.00)	4.60 (2.40)

※ 表中 () 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

2 施行期日等

(1) 上記 1 内容(1)について

公布の日 (令和 6 年 4 月 1 日から適用)

(2) 上記 1 内容(2) 【改定後①】及び(3) 【改定後①】について

公布の日 (令和 6 年 1 2 月 1 日から適用)

(3) 上記 1 内容(2) 【改定後②】及び(3) 【改定後②】について

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 1 1 6 号 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例

1 内 容

(1) 特定任期付職員の給料月額の改定

< 1 号 給 >	3 8 0 , 0 0 0 円	→	3 9 2 , 0 0 0 円
< 2 号 給 >	4 2 7 , 0 0 0 円	→	4 4 0 , 0 0 0 円
< 3 号 給 >	4 7 7 , 0 0 0 円	→	4 9 2 , 0 0 0 円
< 4 号 給 >	5 3 9 , 0 0 0 円	→	5 5 5 , 0 0 0 円
< 5 号 給 >	6 1 5 , 0 0 0 円	→	6 3 4 , 0 0 0 円

(第 7 条 関 係)

(2) 特定業務等従事任期付職員の給料月額の改定

< 1 級 >	1 8 1 , 8 0 0 円	→	2 0 7 , 4 0 0 円
< 2 級 >	2 0 2 , 4 0 0 円	→	2 2 5 , 6 0 0 円
< 3 級 >	2 4 0 , 9 0 0 円	→	2 6 1 , 3 0 0 円
< 4 級 >	2 7 1 , 6 0 0 円	→	2 8 7 , 3 0 0 円
< 5 級 >	2 9 5 , 4 0 0 円	→	3 0 9 , 8 0 0 円

(第 8 条 関 係)

2 施行期日等

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）